

令和 7 年度大阪府住宅供給公社理事長公募実施要領

令和 7 年 12 月 15 日

大阪府

1 公募の趣旨

大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資することを目的とした法人です。

公社の目的の達成と安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力を持ち、リーダーシップを発揮できる優れた人材を確保するため、理事長の公募を実施します。

2 募集内容

公社の理事長 1 名を募集します。

3 公社の業務内容及び理事長の職務内容

（1） 公社の業務内容

地方住宅供給公社法第 21 条に基づき、以下の業務を実施しています。

- ① 約 21,000 戸の公社賃貸住宅の管理・運営
 - ② 「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」に基づく取組の推進
 - ③ 公営住宅法に基づく管理代行制度による府営住宅約 11 万戸の計画修繕業務 等
- ※詳細については、公社ホームページをご参照ください。

【公社ホームページ】 <https://www.osaka-kousha.or.jp/>

（2） 理事長の主な職務内容

理事長は、大阪府住宅供給公社定款（以下「定款」という。）第 7 条第 1 項において、「理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。」とされており、その主な職務は以下のとおりです。

- ① 理事会を招集し、議長として理事会を主宰
- ② 公社の健全な経営と効率的な業務執行に向けた目標設定及び基本方針の確立
- ③ 大阪府、金融機関、その他の関係機関との協議・調整
- ④ 内部統制の統括
- ⑤ 労務管理全般の責任者

4 求める人物像

- （1） 公社の自立した経営の確立に向け、経営責任者としてリーダーシップを発揮し、的確に職務を遂行できる見識、能力及び熱意を有する者
- （2） 大阪府、金融機関、その他の関係機関との円滑な交渉、調整業務が遂行できる者
- （3） 高度なコンプライアンスやガバナンス強化の意識を有し、公平性と透明性を確保の上、職務を遂行できる者

5 応募資格

次のすべての要件を満たす者とします。

- (1) 常勤の理事長として公社の業務運営に専任できる者
- (2) 企業等において、管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 公社において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 物品の製造、販売若しくは工事の請負を業とする者であって公社と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - オ エの事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - キ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者

6 申込方法等

- (1) 受付期間

令和7年12月15日（月曜日）から令和8年1月16日（金曜日）18時まで

- (2) 申込方法

インターネットにより申込みを受け付けます。大阪府住宅供給公社理事長公募案内ホームページにアクセスした後、申込受付フォームより必要事項の入力と以下の提出書類をアップロードしてください。

【大阪府住宅供給公社理事長公募案内ホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/jukoukoubo.html>

- (3) 提出書類

①小論文

＜課 題＞大阪府住宅供給公社の役割と課題を踏まえた今後の事業の展開について

＜字数等＞2,000字程度（A4用紙、横書き）で作成してください。

日本語で作成され、未発表の物に限ります。

論文の始めに「タイトル」「氏名」を記入してください。

②ご自身の写真

上半身、脱帽、正面向で半年以内に撮影した写真をjpeg形式でアップロードしてください。

7 選考方法

公社役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、1次選考（書類審査）と2次選考（面接審査）を行います。なお、選考の結果、理事長候補者がいない場合もあります。

（1）1次選考（書類審査）

申込情報及び小論文に基づき、職務に対する適正・能力・意欲等について、審査を行います。

1次選考の結果は、令和8年2月上旬に通知します。

（2）2次選考（面接審査）

2次選考対象者の職務に対する適正・能力・意欲等について面接審査を行い、理事長候補者を決定します。

面接審査は、令和8年2月16日（月曜日）から2月20日（金曜日）のうち一日を予定しています。

（詳細な日時等は、対象者に通知します。）

8 理事長内定者の決定

知事が、選考委員会による選考の結果を踏まえ、理事長内定者を決定します。

この決定の結果については、令和8年2月下旬から3月上旬に通知します。

9 理事長の任命

知事が、理事長内定者について、令和8年4月1日付けで理事長に任命します。

10 任期、報酬等

（1）任期

令和8年4月1日から3年間

（2）報酬年額（現行）

公社の役員報酬の規程に基づき、報酬（約1,030万円）及び通勤手当を支給します。

ただし、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成18年3月28日大阪府条例第71号）に基づく経営評価の結果や報酬基準の見直し等により、報酬額が増減する場合があります。

なお、退職金は支給しません。

（3）勤務地

公社本社（大阪府中央区今橋2丁目3番21号）

（4）その他

- ・勤務形態は常勤です。（役員のため、勤務時間や休暇の定めはありません。（職員の勤務時間は、平日の9時から17時45分です。））
- ・年金は厚生年金保険、健康保険は全国健康保険協会に加入となります。
- ・公社の役員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。
- ・定款第13条に基づき、常勤の役員は、任命権者（大阪府知事）の承認を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事できません。

11 その他

- ・受験上の配慮（車椅子の使用等）が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」の項目で「有」を選択してください。
- ・申込受付フォームに入力された情報は、本選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。
- ・提出された書類については、返却しません。
- ・1次選考で提出された小論文の著作権については、大阪府に帰属します。
- ・応募資格がないことや、申込受付フォームに入力された情報若しくは提出書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取消すことがあります。

12 問合せ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1番22号

大阪府総務部人事課考査・退職管理グループ

電話番号：06-4397-3679（平日午前9時～午後6時 土日祝日、年末年始休み）